調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時
				検体1	検出下限値
[8] 2-(4-{2-[(4-クロロベンゾイル)アミノ]エ	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋(石狩市)	6.8	0.15
チル}フェノキシ)-2-メチルプロパン酸	岩手県	2	豊沢川 (花巻市)	※ 0.41	0.15
(別名:ベザフィブラート)	秋田県	3	秋田運河 (秋田市)	12	0.15
初期環境調査・水質(単位:ng/L)	群馬県	4	神沢川波飯橋 (伊勢崎市、前橋市)	※ 0.69	0.15
地点ベース検出頻度:11/18(欠測等:0)	千葉県	5	養老川浅井橋 (市原市)	※ 0.92	0.15
検体ベース検出頻度:11/18(欠測等:0)	東京都	6	荒川河口 (江東区)	27	0.15
検出範囲:nd~96		7	隅田川河口 (港区)	96	0.15
検出下限値範囲:0.15~2.2	横浜市	8	鶴見川亀の子橋(横浜市)	46	0.15
検出下限値: 0.99	名古屋市	9	堀川港新橋(名古屋市)	39	2.2
要求検出下限値:1,000	大阪府	10	大和川河口 (堺市)	18	0.15
	大阪市	11	大川毛馬橋 (大阪市)	6.8	0.15
		12	大阪港	15	0.15
	神戸市	13	神戸港中央	nd	0.99
	岡山県	14	笹ヶ瀬川笹ヶ瀬橋 (岡山市)	12	0.82
		15	水島沖	nd	0.82
	福岡県	16	雷山川加布羅橋 (糸島市)	nd	0.71
		17	大牟田沖	nd	0.71
	大分県	18	大分川河口 (大分市)	7.3	0.15

⁽注1)「検出頻度(地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数(欠測等は除く)を、

「検出頻度(検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数(欠測等は除く)をそれぞれ意味する。

⁽注2) ---: 欠測等

⁽注3)「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

⁽注4) nd:不検出

⁽注5) ※:参考値(調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満ではあるが、各地点ごとの調査精度に依存する「報告時検出下限値」 以上として定量的に検出された値であるため、参考として記載した。統計処理には数値としては用いていない。)